

森林保険通信



森林所有者に成年後見人が選任されている場合の申込み手続き



「**成年後見人が選任されている森林所有者の契約申込み**」が増えているようです。

これまでは年間1件程度でしたが、今年度は既に4件の契約申込み(契約者(被保険者)2件、森林組合一括契約の被保険者2件)がありました。

そこで今回は、森林所有者に「成年後見人」が選任されている場合の申込書の作成についてご説明いたします。



1 契約者(被保険者)に成年後見人が選任されている場合

◆ 契約者名及び被保険者名:

記載例: ○○ ○○ 成年後見人 △△ △△
森林所有者 (成年被後見人)の氏名 成年後見人の氏名

◆ 契約者及び被保険者住所:

成年後見人の住所 を記載してください。

2 森林組合一括等契約において、被保険者に成年後見人が選定されている場合

◆ 被保険者名:

記載例: ○○ ○○ 成年後見人 △△ △△
森林所有者 (成年被後見人)の氏名 成年後見人の氏名

◆ 被保険者住所:

成年後見人の住所 を記載してください。

3 「成年後見人であることの証明」について

◆ 引受時は、証明は不要 です。

※罹災後の保険金支払及び保険料返還請求書の記載等について

◆ 被保険者が請求者 となります。

◆ 成年被後見人による保険金請求の際の「成年後見人であることの証明(登記事項証明書)」の要不要については、森林保険センター保険業務課審査担当までお問い合わせください。

「法定後見制度」とは?

家庭裁判所によって選ばれた、成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

「成年後見制度～成年後見登記制度」(法務省)
<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html#a1>
 より引用



沖縄県の木 リュウキュウマツ



万里一空

ぼんりいっくう



沖縄県の鳥 ノグチゲラ

今年2月、委託事務審査で沖縄県にお伺いしました。冬真っ只中の関東から沖縄への出張で、暖かな気候を期待していましたが、滞在中は本州とそれほど変わらない気温に少々面食らいました。

当初は沖縄県森林組合同連合会の事務所での事務審査のみの予定でしたが、契約地にて罹災があり、担当者の方々と損害調査も行いました。罹災は水害によるもので、北部に位置する契約地はかなり傾斜がきつい箇所も。前を行くF係長に遅れまいと必死に斜面にかじりつきながら登りました。

県内契約地の罹災は、当センター設立の平成27年以来初めてとのことで、貴重な経験をさせていただきました。沖縄県森連の新垣代表理事専務、金井主任技師、お忙しいところありがとうございました。

(無事、全ての業務を終えた後に頂いた「ポロポロジュシー」は格別でした!)

私事ですが、昨年4月に森林保険センター職員として採用され、今年で2年目となります。お陰様で、顔見知りの委託先の方も増え、日々楽しくお仕事させていただいております。

“入っていた森林保険が役に立った!”——このような実感も、契約者や被保険者の皆様にお持ちいただけるよう、今後も業務に励んでいきたいと思っております。

これからも、どうぞよろしくお願いたします。

